平成２３年（フ）第５３２号
大分市萩原１丁目２番20号　グリーンパークツルハ102
債務者　安永　千夏（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３３号
大分市大字荏隈291番地の９　宮本ビル301
債務者　川部　浩美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
大分県国東市武蔵町糸原684番地２　県営月山住宅ＴＲ－３－201
債務者　清原　勇治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
大分県速見郡日出町大字大神3348番地８
債務者　福嶋　幸二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１号
大分県杵築市大字守江1042番地44　コーポ緑町１―101号
債務者　松尾　　亨
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第８号
宮崎県都城市上町13街区14号
債務者　山田　紘子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９号
宮崎県都城市上町13街区14号
債務者　山田　㐂一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８４号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北54番地２
債務者　秋山　典彦
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
茨城県牛久市刈谷町４丁目176番地４　メゾンナルセ203号
債務者　工藤　仁人
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８号
茨城県牛久市牛久町2524番地４　市営南裏住宅５号棟203号室
債務者　倉本　一男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
兵庫県尼崎市神田北通４丁目56番地　エトワール尼崎403号
債務者　伊藤　京一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目30番18号　ダイドーメゾン武庫之荘６　203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目29番10号　エスト武庫之荘402号
債務者　松本　　太
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８７号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1160番地77
債務者　手島　麻美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1064番地
債務者　吉牟田春美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目10番13号
債務者　山本真一郎
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
佐賀県神埼市神埼町尾崎4183番地21
債務者　馬場　宏明
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万307番地
債務者　御厨美智子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係